

田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、旧基準の木造住宅等の所有者等が行う耐震改修工事等に要する費用について、予算の範囲内において田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震発生時における木造住宅等の倒壊等による被害の軽減を図り、もって震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 木造住宅 木造の住宅で階数が2以下の在来軸組構法及び伝統構法によるものをいう。
- (3) 非木造住宅 住宅のうち、木造住宅以外の住宅をいう。
- (4) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (5) ブロック塀等 門柱、門扉及び擁壁を除くレンガ造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（以下「組積造」という。）の塀、補強コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀その他これらに類するもの（塀と一体不可分であり、同一構造の擁壁を含む。）をいう。
- (6) 木造住宅等 木造住宅、非木造住宅、特定既存耐震不適格建築物及びブロック塀等をいう。
- (7) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。
- (8) 木造住宅耐震診断 田原市が実施する木造住宅無料耐震診断事業実施要綱に基づく耐震診断をいう。
- (9) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (10) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅耐震診断の結果に基づき地震に対して安全な構造とする別表第1木造住宅耐震改修事業の項に定める事業をいう。
- (11) 耐震改修工事 別表第1事業内容の欄に定めるもののうち、調査及び耐震改修計画の作成等以外の事業をいう。
- (12) 簡易耐震対策事業 地震発生時における住宅の倒壊等の危険から人の生命を守るための住宅内の安全な空間づくりを目的とした事業をいう。
- (13) 木造住宅解体事業 地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止することを目的とした解体工事（当該木造住宅の解体、廃棄物の運搬及び処分に関する工事をいう。）をいう。
- (14) 非木造住宅等耐震診断事業 非木造住宅又は特定既存耐震不適格建築物で、耐震改修促進法第4条第2項第3号に定める技術上の指針となるべき事

- 項による耐震診断をいう。
- (15) 非木造住宅耐震改修事業 非木造住宅等耐震診断事業の結果に基づき地震に対して安全な構造とする別表第1 非木造住宅耐震改修事業の項に定める事業をいう。
- (16) 倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）によるブロック塀等の安全点検のためのチェックポイント（以下「国交省チェックポイント」という。）又は愛知県建築物地震対策推進協議会が作成したチェックポイント（以下「推進協チェックポイント」という。）による点検の結果、不適合な箇所が1以上あるブロック塀等をいう。ただし、組積造の塀の場合は、国交省チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所が1以上ある塀をいう。
- (17) 安全な塀 国交省チェックポイント及び推進協チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所がないことを、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士をいう。以下同じ。）が確認した塀をいう。
- (18) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路又は一般の交通の用に供する道をいう。
- (19) 避難地 田原市防災計画に定める避難地をいう。
- (20) ブロック塀等安全対策事業 次のいずれかに該当する工事をいう。
- ア 撤去工事 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等を撤去する又は一部を撤去することで安全な塀とする工事をいう。
- イ 建替等工事 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等を安全な塀に建て替え、又は改修する工事をいう。ただし、道路内にブロック塀等を建て替え、又は道路内のブロック塀等を改修する場合を除く。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 第5条に規定する補助対象事業に係る木造住宅等の所有者又は当該所有者の同意を得た者であること。ただし、法人を除く。
- (2) 所有者及び所有者の同意を得た者（以下「本人」という。）並びにその世帯構成員の中に市税を滞納している者がいないこと。
- (3) 本人及びその世帯構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象木造住宅等）

第4条 補助金の交付対象となる木造住宅等は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 田原市内にある旧基準の住宅、特定既存耐震不適格建築物又はブロック塀等であること。ただし、法人が所有するものを除く。
- (2) 耐震改修促進に係る他の制度に基づく補助等を受けたものでないこと。
- (3) 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けた敷地でないこと。ただし、別表第2 木造住宅耐震改修事業の項から非木造住宅耐震改修事業の項までに規定する事業と同表ブロック塀等安全対策事業の項に規定する事業は兼ねる

ことができる。

(4) 公共事業による移転等により補償金を受けるものでないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業の種類ごとに、事業の内容を別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業の種類及び区分ごとに別表第3に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の契約及び着手を行う前に、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第4に定める事業の種類ごとに掲げる書類を添付して、田原市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号。以下「不交付決定通知書」という。）により、それぞれ当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは条件を付することができる。

(改修計画確認申請)

第9条 木造住宅耐震改修事業又は非木造住宅耐震改修事業の申請者は、耐震改修工事に着手する前に、田原市木造住宅等耐震改修促進事業改修計画確認申請書（様式第4号。以下「改修計画確認申請書」という。）に別表第5に定める事業の種類ごとに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、改修計画確認申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業改修計画確認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知に併せて、申請者に市長の指定する工程（以下「指定工程」という。）を田原市木造住宅等耐震改修促進事業指定工程通知書（様式第6号。以下「指定工程通知書」という。）により通知するものとする。

4 申請者は、第2項の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象となる木造住宅耐震改修事業又は非木造住宅耐震改修事業による耐震改修工事に着手してはならない。

(中間検査)

第10条 申請者は、木造住宅耐震改修事業が指定工程に初めて達したときは、直ちに田原市木造住宅等耐震改修促進事業中間検査申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
 - (2) 監理業務委託契約書等の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、木造住宅耐震改修事業の基準に適合するかどうかの検査（以下「中間検査」という。）を行い、適当と認めたときは申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業中間検査合格通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 3 中間検査に合格しなかった申請者は、市長の指示により、木造耐震改修事業の基準に適合しない箇所を是正しなければならない。この場合において、是正の完了後直ちに、中間検査を受けなければならない。
- 4 指定工程後の工程に係る工事は、第2項の規定による通知を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

（事業の変更）

第11条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に事業内容を変更しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第9号）に変更内容に関する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、事業内容が適正である場合は、変更した後の提出とすることができる。

- (1) 改修計画確認申請書の提出に伴い事業内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業以外の事業を変更しようとするとき。
 - (3) 工期を変更しようとするとき。
 - (4) 事業者を変更しようとするとき。
 - (5) 事業費及び耐力の変更を伴わない改修仕様を変更しようとするとき。（木造住宅耐震改修事業に限る。）
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付変更承認通知書（様式第10号。以下「変更承認通知書」という。）により通知し、不適当と認めたときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業却下通知書（様式第11号。以下「却下通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 申請者は、第1項第2号から第5号までに該当する場合は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業変更届（様式第12号）に変更内容に関する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止）

第12条 申請者は、第8条の規定により交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、田原市木造住宅等耐震改修促進事業中止届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（当該末日が土、日及び祝日の場合は、翌日以後の最初の開庁日とする。）のいずれか早い期日までに、田原市木造住宅等耐震改修促進事業実績報告書（様式第14号。以下「実績報告書」という。）に別表第6に掲げる書類を添付し

て、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金確定通知書（様式第15号）により、その旨を申請者に通知し、不適当と認めたときは、申請者に却下通知書により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日以内に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第16条 申請者は、次条に定める場合を除き補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第17条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で事業を行う意思があるときは、地位を承継することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で事業を行う意思があるときは、地位を承継することができる。

3 前2項の規定により地位の承継を受けようとする者は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業承継届（様式第17号）に地位を承継する者であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第18条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、法令並びにこの要綱に違反したとき。
- (4) 申請者が第12条の規定による中止届を提出したとき。
- (5) 第13条に定める期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。
- (6) 第14条の審査の結果、対象事業の完了が認められないとき。
- (7) 市長の承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。
- (8) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（遅延利息）

第19条 申請者は、前条の規定により、補助金の返還を命じられこれを市長の

定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(申請者に対する助言)

第20条 市長は、申請者に対して、木造住宅等の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

(調査に対する協力)

第21条 申請者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の保管)

第22条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第23条 補助金の交付については、この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第18条及び第19条の規定については、この要綱の失効後もなお効力を有する。

(田原市木造住宅解体工事費助成事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 田原市木造住宅解体工事費助成事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業の種類	事業内容	耐震補強工事に係るもの	改修設計に係るもの	附帯工事に係るもの
木造住宅耐震改修事業	調査		耐震精密診断 地盤調査	
	耐震改修計画の作成等		(1) 改修設計 (2) 工事監理	
	上部構造評定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	地盤改良工事		(1) 屋根工事 (2) 木造躯体工事 （屋根及び壁の軽量化を図るもの並びに床面積を減ずるもの） (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (4) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
	上部構造評定において壁柱の耐力（ Q_u ）を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事（土工事を含む。）		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (2) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
	総合判定において劣化度（ d_k ）の評価を向上させることを目的とした工事			(1) 木造躯体工事（劣化部材の取替え） (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (3) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）

	その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事
非 木 造 住 宅 耐 震 改 修 事 業	調査	事前調査	地盤調査	
	耐震改修計画の作成等		(1) 改修設計 (2) 工事監理	
	構造耐震指標 (Is) 又は保有水平耐力に係る指標 (q) の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 躯体工事 (鉄骨工事、コンクリート工事等) (2) 基礎工事 (土工事を含む。)		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事 (2) 撤去部分の復旧工事
	その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2 (第5条関係)

事業の種類	事業の内容
木造住宅耐震改修事業	木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された旧基準の木造住宅について、判定値を1.0以上とし、かつ当該工事に着手する前の判定値に0.3を加算した値以上とする木造住宅耐震改修事業
簡易耐震対策事業	木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された木造住宅又は非木造住宅等耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断された非木造住宅について行う次の各号のいずれかに該当する事業であって、住宅内の安全な空間づくりの効果について市長が認める簡易耐震対策事業 (1) 簡易耐震補強事業 (2) 耐震シェルター事業 (3) 防災ベッド事業 (4) その他地震時に住宅内の安全な空間づくりに寄与する事業
木造住宅解体事業	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 第7条の規定による補助金の交付を申請しようとする日の属する年度前に報告を受けた木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された木造住宅について行う木造住宅解体事業 (空

	家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等（ただし、空家法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。）を除く。） (2) 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日付け国住市第40号）に記載のある「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」（以下「調査表」という。）のⅡに該当しかつ建築士がⅢにより、危険性があると判断したもの (3) 調査表のⅡかつ建築士がⅣにより、壁の割合が0.8未満であると判定したもの	
非木造住宅等耐震診断事業	非木造住宅、特定既存耐震不適格建築物 （住宅及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1項第2号に規定する組積造の塀を除く。）	次の各号のいずれにも該当する非木造住宅等耐震診断事業 (1) 旧基準の非木造住宅又は住宅を除く特定既存耐震不適格建築物（以下「非木造住宅等」という。）について行うものであること。 (2) 建築士が行うものであること。 (3) 構造に応じて適切に実施するものであること。
非木造住宅耐震改修事業	非木造住宅等耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断された非木造住宅について耐震改修促進法に基づいた非木造住宅耐震改修事業	
ブロック塀等安全対策事業	敷地内の次の各号の全てに該当するブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）の全てに対して行うブロック塀等安全対策事業 (1) 道路又は避難地から1メートル以内であること。 (2) 前面道路の路面又は避難地の地盤面からの高さが1メートル以上（高さ1メートル以上の部分が延長の過半を占めるもの）であること。 (3) 倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等であること。	

別表第3（第6条関係）

事業の種類	補助金の額
木造住宅耐震改修事業	1 次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 140万円。なお、次のア、イに掲げる条件に該当する場合は、それぞれに定める額を加算することができる。ただし、対象経費と合計額を比較していずれか少ない額とする。

	ア 満65歳以上の者のみで構成される世帯（以下「高齢者のみ世帯」という。）が居住し、かつ、所有する住宅であること 20万円 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営むもので、法人にあっては本店又は支店、個人にあっては主たる事業所を田原市内に有するもの（以下「市内建設業者」という。）が工事を行うもの 10万円 (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 2 補助額の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。	
簡易耐震対策事業	対象経費と40万円を比較していずれか少ない額	
木造住宅解体事業	対象経費の2分の1に相当する額と10万円を比較していずれか少ない額	
非木造住宅等耐震診断事業	非木造住宅（一戸建て）	対象経費と30万円を比較していずれか少ない額
	非木造住宅（一戸建て以外）、特定既存耐震不適格建築物（住宅及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1項第2号に規定する組積造の塀を除く。）	対象経費と次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額。（1棟当たり100万円を超えるときは100万円とする。） (1) 延べ面積が1,000㎡以内の場合は、1㎡当たり3,670円を乗じて得た額 (2) 延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の場合は、1㎡当たり1,570円を乗じて得た額 (3) 延べ面積が2,000㎡を超える場合は、1㎡当たり1,050円を乗じて得た額
非木造住宅等耐震改修事業	次に掲げる額の合計額とする。 (1) 140万円 ただし、対象経費と合計額を比較していずれか少ない額 (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。	
ブロック塀等安全対策事業	対象経費の2分の1に相当する額と次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額 (1) 撤去ブロック塀等の延長に1メートル当たり5,000円を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは20万円とする。） (2) 建替等工事を行う塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額（その額が30万円を超えるときは30万円とする。）	

備考

ブロック塀等安全対策事業の建替等工事について、補助対象ブロック塀等の延長と建替等工事後の延長が異なる場合は、短い方を補助金額算定における延長とする。

別表第４（第７条関係）

事業の種類	書類の種類
木造住宅耐震改修事業	１ 事業者一覧表（様式第１９－１号）
	２ 田原市木造住宅無料耐震診断実施要綱（以下「無料診断要綱」という。）第８条第２項に規定する報告書の写し
	３ 案内図
	４ 現場写真
	５ 補助対象経費が確認できる書類
	６ 旧基準の木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの （１）家屋課税証明書 （２）建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 （３）その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	７ 誓約書（様式第２０号）
	８ 同意書（様式第２１号）
	９ 世帯全員の住民票（高齢者のみ世帯に限る）
	１０ その他市長が必要と認める書類
簡易耐震対策事業	１ 事業者一覧表（様式第１９－２号）
	２ 無料診断要綱第８条第２項に規定する報告書の写し（木造住宅に限る。）又は第１４条に規定する確定通知書の写し（非木造住宅に限る。）
	３ 案内図
	４ 配置図
	５ 平面図
	６ 現場写真
	７ 補助対象経費が確認できる書類
	８ 旧基準の木造住宅又は非木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの （１）家屋課税証明書 （２）建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 （３）その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	９ 誓約書（様式第２０号）
	１０ 同意書（様式第２１号）
木造住宅解体事業	１ 無料診断要綱第８条第２項に規定する報告書の写し又は調査票
	２ 案内図
	３ 現場写真
	４ 補助対象経費が確認できる書類
	５ 旧基準の木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当

	するもの (1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	6 誓約書（様式第20号）
	7 同意書（様式第21号）
	8 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅等耐震診断事業	1 事業者一覧表（様式第19-3号）
	2 案内図
	3 補助対象経費が確認できる書類
	4 旧基準の非木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの
	(1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	5 誓約書（様式第20号）
	6 同意書（様式第21号）
	7 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅耐震改修事業	1 事業者一覧表（様式第19-4号）
	2 耐震診断結果報告書の写し（非木造住宅等耐震診断事業にて作成された耐震診断結果報告書で、第14条の規定により補助金の確定を受けたもの）
	3 案内図
	4 現場写真
	5 補助対象経費が確認できる書類
	6 旧基準の非木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの
	(1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	7 誓約書（様式第20号）
	8 同意書（様式第21号）
	8 その他市長が必要と認める書類
ブロック塀等安全対策事業	1 事業者一覧表（様式第19-5号）
	2 案内図
	3 配置図
	4 平面図、立面図その他これらに類する書類
	5 断面図（建替等工事を実施する場合に限る。）
	6 現場写真
	7 補助対象経費が確認できる書類
	8 国交省チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所が1以上あることが確認できる書類又は推進協チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所が1以上あ

	ることが確認できる書類
	9 誓約書（様式第 2 0 号）
	1 0 同意書（様式第 2 1 号）
	1 1 その他市長が必要と認める書類

別表第 5（第 9 条関係）

事業の種類	書類の種類
木造住宅耐震改修事業	1 事業者一覧表（補助金交付申請時に提出したものから内容が変更となった場合に限る。）
	2 現況耐震診断書（改修設計に伴い現況判定値の見直しを行った場合に限る。）
	3 補強計算書
	4 配置図
	5 平面図
	6 軸組図及びN値計算表（接合部の補強を行う場合に限る。）
	7 基礎断面図（基礎補強を行う場合に限る。）
	8 屋根伏図（屋根の軽量化等を行う場合に限る。）
	9 補助対象経費計算書（様式第 2 2 号）、工事監理費見積書の写し及び工事費見積書の写し
	1 0 設計業務委託契約書の写し
	1 1 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅耐震改修事業	1 事業者一覧表（補助金交付申請時に提出したものから内容が変更となった場合に限る。）
	2 着手前耐震診断書（設計に伴い現況耐力の見直しを行った結果が、当該補助対象非木造住宅に係る非木造住宅等耐震診断事業にて作成された耐震診断結果報告書と同じ判定値である場合は不要）
	3 補強計算書
	4 配置図
	5 平面図
	6 詳細図
	7 補助対象経費計算書、工事監理費見積書の写し及び工事費見積書の写し
	8 設計業務委託契約書の写し
	9 その他市長が必要と認める書類

別表第 6（第 1 3 条関係）

事業の種類	関係書類
木造住宅耐震改修事業	1 工事写真チェックシート（様式第 2 3 号）
	2 工事写真
	3 領収書の写し（補助金交付後 3 0 日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）

	4 その他市長が必要と認める書類
簡易耐震対策事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後３０日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
木造住宅解体事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後３０日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅等耐震診断事業	1 耐震診断結果報告書
	2 領収書の写し（補助金交付後３０日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅耐震改修事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後３０日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
ブロック塀等安全対策事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後３０日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金交付申請書

年 月 日

田原市長

殿

申請者 住所

氏名

電話

田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
事業内容	☐ 別紙（1－1）事業計画書 別紙（1－7）交付申請額内訳書 （木造住宅耐震改修事業）による ☐ 別紙（1－2）事業計画書 （簡易耐震対策事業）による ☐ 別紙（1－3）事業計画書 （木造住宅解体事業）による ☐ 別紙（1－4）事業計画書 （非木造住宅等耐震診断事業）による ☐ 別紙（1－5）事業計画書 （非木造住宅耐震改修事業）による ☐ 別紙（1－6）事業計画書 （ブロック塀等安全対策事業）による

事業計画書（木造住宅耐震改修事業）

所在地	田原市						
種別	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 長屋						
建築時期	明 ・ 大 ・ 昭 年						
規模	1 階 m ²		2 階 m ²		計 m ²		
木造住宅 耐震診断	報告書 受付番号		診断者	氏名 登録証番号 第 号			
	判定値			2 階	X	点	
					Y	点	
				1 階	X	点	
				Y	点		
事業費	項 目		補助対象経費		補助対象外経費		計
	内 訳	設 計 費	a			A	
		監 理 費	b			B	
		工 事 費	c			C	
	総事業費 (A+B+C)						
	補助対象経費計 (a+b+c)						
	交付申請額 (千円未満切捨て)						
設計契約 予定日	年 月 日		設計完了 予定日	年 月 日			
添付書類							

別紙（１－２）

事業計画書（簡易耐震対策事業）

所在地	田原市				
種 別	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 長屋				
構 造	☐ 木造 ☐ 非木造 ()				
建築時期	明 ・ 大 ・ 昭 年				
規 模	1 階 m ²		2 階 m ²		計 m ²
木造住宅 耐震診断	報告書 受付番号		診断者	氏 名 登録証番号 第 号	
	判定値	_____ 点		2 階 X _____ 点 Y _____ 点 1 階 X _____ 点 Y _____ 点	
非木造住宅 耐震診断	非木造住宅耐震診断事業 補助金確定通知番号				
事業内容	☐ 簡易耐震補強事業 ☐ 耐震シェルター事業 ☐ 防災ベッド事業 ☐ その他 ()				
事業費	総事業費				
	補助対象経費				
交付申請額 (千円未満切捨て)					
契約予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日	
添付書類					

別紙（１－３）

事業計画書（木造住宅解体事業）

所在地	田原市				
種 別	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 長屋				
建築時期	明 ・ 大 ・ 昭 年				
規 模	1 階		2 階		計
	m ²		m ²		m ²
木 造 住 宅 耐 震 診 断	報告書 受付番号		診断者	氏 名 登録証番号 第 号	
	判 定 値		点	2 階	X 点
					Y 点
				1 階	X 点
				Y 点	
施 工 者	社名			代表者名	
	許可 等	☐ 建設業の許可 () 第 号 ☐ 解体工事業 ☐ 建築工事業 ☐ 土木工事業			
		☐ 解体工事業者登録 () 知事 号			
事業費	総事業費				
	補助対象経費				
交付申請額 (千円未満切捨て)					
契約予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日	
添付書類					

事業計画書（非木造住宅等耐震診断事業）

所在地	田原市				
種 別	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 長屋 ()				
	☐ 特定既存耐震不適格建築物 ☐ その他 ()				
構 造	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート ☐ その他 ()				
建築時期	明 ・ 大 ・ 昭 年				
規 模	1 階	m ²	2 階	m ²	計 m ²
非木造住宅等 耐震診断事業 実施予定者	資格 (級) 建築士 () 登録 第 号 氏名 事務 所名				
事 業 費	総 事 業 費				
	補助対象経費				
交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)					
契約予定日	年	月	日	完了予定日	年 月 日
添付書類					

別紙（１－５）

事業計画書（非木造住宅耐震改修事業）

所在地	田原市				
種 別	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 併用住宅 ☐ その他（ ）				
構 造	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート ☐ その他				
建築時期	明 ・ 大 ・ 昭 年				
規 模	1 階 m ²		2 階 m ²		計 m ²
非木造住宅耐震診断事業	補助金確定通知番号		田建第 号		
	診断者	() 建築士 () 登録第 号 氏名：			
	判定値	点 _____		2 階 X 点 Y 点 1 階 X 点 Y 点	
事業費	項 目		補助対象経費	補助対象外経費	計
	内 訳	設 計 費	a		A
		監 理 費	b		B
		工 事 費	c		C
	総事業費 (A + B + C)				
	補助対象経費計 (a + b + c)				
交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)					
設計契約 予定日	年 月 日		設計完了 予定日	年 月 日	
添付書類					

別紙（１－６）

事業計画書（ブロック塀等安全対策事業）

所在地 田原市							
事業の内容	☐ 撤去工事						
	建替等工事		☐ 建替 ☐ 改修				
面する道路等	☐ 道路（建築基準法第42条に規定する道路又は一般の交通の用に供する道） ☐ 避難地						
ブロック塀等の概要	撤去	種類	☐ 組積造の塀	☐ 補強コンクリートブロック塀	☐ 鉄筋コンクリート組立塀	☐ その他の塀	
		高さ	～ m				
		延長	a 補助対象延長 m	補助対象外延長 m	総延長 m		
	建替等	種類	☐ 組積造の塀	☐ 補強コンクリートブロック塀	☐ その他の塀	☐ フェンス等へ置換	
		高さ	～ m				
		延長	補助対象延長 m	補助対象外延長 m	総延長 m		
	事業費	総事業費		円			
		補助対象経費 b		円			
	補助額	補助対象経費の1/2 A	$\frac{b}{2} \text{ (円)} \times 1/2 = \text{() 円}$				
延長による額 B		$\begin{aligned} &\text{□ブロック塀等撤去工事 () m} \times 5,000\text{円} = \text{() 円} \\ &\text{□ブロック塀等建替工事 () m} \times 20,000\text{円} = \text{() 円} \end{aligned}$					
上限額 C		$\begin{aligned} &\text{□ブロック塀等撤去工事 } 200,000\text{円} \\ &\text{□ブロック塀等建替工事 } 300,000\text{円} \end{aligned}$					
交付申請額（千円未満切捨）		A、B、Cのうち最も少ない額 円					
契約予定日		年 月 日	完了予定日		年 月 日		
添付書類							

別紙（１－７）

交 付 申 請 額 内 訳 書

交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)			
☐ 田原市木造住宅等耐震改修促進事業			
☐ 市内建設業者が工事を行うもの			
建設業者 ※田原市内の事業者 (本店、支店又は主 たる事業所を有すも の)	氏 名		
	営業所名 建設業許可	(	) 第 号
	所 在 地		
	電話番号		
☐ 高齢者のみ世帯			
添付図書	☐ 世帯全員の住民票 ☐ その他 ()		

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金交付決定通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金の交付については、次のとおり決定しましたので田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	
事 業 の 種 類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
所 在 地	
交 付 の 条 件	

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金不交付決定通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業の内容については、次のとおり不交付を決定しましたので田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
所在地	
不交付理由	

様式第 4 号（第 9 条関係）

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
改 修 計 画 確 認 申 請 書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 田建第 号で交付決定（変更承認）のあった木造住宅耐震改修事業（非木造住宅耐震改修事業）に係る改修設計が完了したので、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

交 付 決 定 額	
事 業 の 種 類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業
事 業 内 容	☐ 別紙（４－１）改修計画書 （木造住宅耐震改修事業）による ☐ 別紙（４－２）改修計画書 （非木造住宅耐震改修事業）による

別紙（４－１）

改 修 計 画 書 （木造住宅耐震改修事業）

所在地	田原市									
規 模	計 画 前	1 階	m ²	2 階	m ²	計	m ²			
☐ 変更無	計 画 後	1 階	m ²	2 階	m ²	計	m ²			
判 定 値	無料耐震 診断 判定値		点	2 階	X	点				
					Y	点				
				1 階	X	点				
					Y	点				
	現況診断 判定値		点	2 階	X	点				
					Y	点				
				1 階	X	点				
					Y	点				
	☐ 上記に同じ									
改修計画 判定値		点	2 階	X	点					
				Y	点					
			1 階	X	点					
				Y	点					
事業費	項 目		補助対象経費		補助対象外経費		計			
	内 訳	設 計 費	a			A				
		監 理 費	b			B				
		工 事 費	c			C				
	総事業費 (A + B + C)									
	補助対象経費計 (a+b+c)									
	交付申請額 (千円未満切捨て)									
工事着手 予定日	年 月 日			工事完了 予定日	年 月 日					
添付書類										

別紙（４－２）

改 修 計 画 書 （非木造住宅耐震改修事業）

所 在 地	田原市									
規 模	計 画 前	1 階	m ²	2 階	m ²	計	m ²			
☐ 変更無	計 画 後	1 階	m ²	2 階	m ²	計	m ²			
判 定 値	現況診断 判定値		_____点	2 階	X	_____	点			
					Y	_____	点			
				1 階	X	_____	点			
					Y	_____	点			
	改修計画 判定値		_____点	2 階	X	_____	点			
					Y	_____	点			
				1 階	X	_____	点			
					Y	_____	点			
事 業 費	項 目		補助対象経費		補助対象外経費		計			
	内 訳	設 計 費	a				A			
		監 理 費	b				B			
		工 事 費	c				C			
	総事業費 (A + B + C)									
	補助対象経費計 (a+b+c)									
交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)										
工事着手 予定日	年 月 日			工事完了 予定日	年 月 日					
添付書類										

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
改修計画確認通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで申請のあった改修計画について審査した結果、内容は適当と認められますので田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業
所在地	
交付決定額	
交付の条件	

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
指定工程通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付け 田建第 号で改修計画確認（変更承認）のあった木造住宅耐震改修事業について、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により指定工程を以下のとおり通知します。

指 定 工 程	
---------	--

様式第7号 (第10条関係)

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
中間検査申請書

年 月 日

田原市長

殿

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 田建第 号で通知のあった指定
工程に係る工事に達したので、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 10 条第
1 項の規定により関係書類を添えて検査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

指 定 工 程	
指定工程到達年月日	年 月 日
確 認 し た 監 理 者	() 建築士 () 登録 第 号 氏名
添 付 書 類	

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
中間検査合格通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長 

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震改修の指定工程に係る工事の検査に合格したので、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

指 定 工 程	
中 間 検 査 年 月 日	年 月 日
中 間 検 査 年 月 日 (再 検 査 年 月 日)	年 月 日

様式第 9 号（第 11 条関係）

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金交付変更承認申請書

年 月 日

田原市長

殿

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 田建第 号で交付決定（変更承認）のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業を変更したいので、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
変更事業内容	☐ 別紙（9－1） 変更事業計画書 （木造住宅耐震改修事業）による ☐ 別紙（9－2） 変更事業計画書 （簡易耐震対策事業）による ☐ 別紙（9－3） 変更事業計画書 （木造住宅解体事業）による ☐ 別紙（9－4） 変更事業計画書 （非木造住宅等耐震診断事業）による ☐ 別紙（9－5） 変更事業計画書 （非木造住宅耐震改修事業）による ☐ 別紙（9－6） 変更事業計画書 （ブロック塀等安全対策事業）による

別紙（９－１）

変 更 事 業 計 画 書 （木造住宅耐震改修事業）

所在地		田原市								
		改修前判定値			改修計画判定値					
変更前		点	2 階	X	点	点	2 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
			1 階	X	点		1 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
変更後		点	2 階	X	点	点	2 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
			1 階	X	点		1 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
変更前	事業費	項 目		補助対象経費		補助対象外経費		計		
		内 訳	設 計 費		a				A	
			監 理 費		b				B	
			工 事 費		c				C	
		総事業費 (A+B+C)								
		補助対象経費計 (a+b+c)								
		交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)								
変更後	事業費	項 目		補助対象経費		補助対象外経費		計		
		内 訳	設 計 費		a				A	
			監 理 費		b				B	
			工 事 費		c				C	
		総事業費 (A+B+C)								
		補助対象経費計 (a+b+c)								
		交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)								
変更申請額		金 円 (差引増減額 金 円)								
変更内容 (概要)										
変更理由										
添付書類										

別紙（９－２）

変 更 事 業 計 画 書 （簡易耐震対策事業）

所在地		田原市			
判 定 値	変更前	_____点	2 階	X	点
				Y	点
	変更後	_____点	1 階	X	点
				Y	点
事 業 内 容	変更前	☐ 簡易耐震補強事業	☐ 耐震シェルター事業		
		☐ 防災ベッド事業	☐ その他（ ）		
	変更後	☐ 簡易耐震補強事業	☐ 耐震シェルター事業		
		☐ 防災ベッド事業	☐ その他（ ）		
変 更 前	事業 費	総事業費			
		補助対象経費計			
	交付申請額 （千円未満切捨て）				
変 更 後	事業 費	総事業費			
		補助対象経費計			
	交付申請額 （千円未満切捨て）				
変更申請額		金 円 （ 差引増減額 金 円 ）			
変更内容 （概要）					
変更理由					
添付書類					

別紙（９－３）

変 更 事 業 計 画 書 （木造住宅解体事業）

所在地		田原市	
変更前	事業費	総事業費	
		補助対象経費計	
	交付申請額 (千円未満切捨て)		
変更後	事業費	総事業費	
		補助対象経費計	
	交付申請額 (千円未満切捨て)		
変更申請額		金 円 (差引増減額 金 円)	
変更内容 (概要)			
変更理由			
添付書類			

変 更 事 業 計 画 書 (非木造住宅等耐震診断事業)

所在地		田原市					
構造	変更前	☐ 鉄筋コンクリート造	☐ 鉄骨造	☐ 鉄骨鉄筋コンクリート	☐ その他()		
	変更後	☐ 鉄筋コンクリート造	☐ 鉄骨造	☐ 鉄骨鉄筋コンクリート	☐ その他()		
規模	変更前	1 階	m ²	2 階	m ²	計	m ²
	変更後	1 階	m ²	2 階	m ²	計	m ²
変更前	事業費	総事業費					
		補助対象経費計					
	交付申請額 (千円未満切捨て)						
変更後	事業費	総事業費					
		補助対象経費計					
	交付申請額 (千円未満切捨て)						
変更申請額		金 円 (差引増減額 金 円)					
変更内容 (概要)							
変更理由							
添付書類							

別紙（９－５）

変 更 事 業 計 画 書 （非木造住宅耐震改修事業）

所在地		田原市								
		改修前判定値			改修計画判定値					
変更前		点	2 階	X	点	点	2 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
			1 階	X	点		1 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
変更後		点	2 階	X	点	点	2 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
			1 階	X	点		1 階	X	点	
				Y	点			Y	点	
変更前	事業費	項 目		補助対象経費		補助対象外経費		計		
		内 訳	設 計 費		a				A	
			監 理 費		b				B	
			工 事 費		c				C	
		総事業費 (A+B+C)								
		補助対象経費計 (a+b+c)								
		交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)								
変更後	事業費	項 目		補助対象経費		補助対象外経費		計		
		内 訳	設 計 費		a				A	
			監 理 費		b				B	
			工 事 費		c				C	
		総事業費 (A+B+C)								
		補助対象経費計 (a+b+c)								
		交 付 申 請 額 (千円未満切捨て)								
変更申請額		金 円 (差引増減額 金 円)								
変更内容 (概要)										
変更理由										
添付書類										

別紙（９－６）

変更事業計画書（ブロック塀等安全対策事業）

所在地	田原市					
事業の内容	☐ 撤去工事					
	建替等工事			☐ 建替 ☐ 改修		
ブロック塀等の概要	撤去	種類	☐ 組積造の塀	☐ 補強コンクリートブロック塀	☐ 鉄筋コンクリート組立塀	☐ その他の塀
		高さ	m ～ m			
		延長	a 補助対象延長 m	補助対象外延長 m	総延長 m	
	建替等	種類	☐ 組積造の塀	☐ 補強コンクリートブロック塀	☐ その他の塀	☐ フェンス等へ置換
		高さ	m ～ m			
		延長	補助対象延長 m	補助対象外延長 m	総延長 m	
事業費	総事業費	円				
	補助対象経費 b	円				
補助額	補助対象経費の1/2 A	$\frac{b}{2} = (\quad) \text{円} \times 1/2 = (\quad) \text{円}$				
	延長による額 B	$\begin{aligned} & \text{□ブロック塀等撤去工事} \quad (\quad) \text{m} \times 5,000\text{円} = (\quad) \text{円} \\ & \text{□ブロック塀等建替工事} \quad (\quad) \text{m} \times 20,000\text{円} = (\quad) \text{円} \end{aligned}$				
	上限額 C	$\begin{aligned} & \text{□ブロック塀等撤去工事} \quad 200,000\text{円} \\ & \text{□ブロック塀等建替工事} \quad 300,000\text{円} \end{aligned}$				
	交付申請額 （千円未満切捨て） A、B、Cのうち最も少ない額	円				
		差引増減額				
		円				
変更内容（概要）						
変更理由						
添付書類						

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金交付変更承認通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長 (印)

年 月 日付けで申請のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業変更承認申請書については、次のとおり承認しましたので田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
所在地	
交付決定額 （変更後の金額）	
補助金変更増減額	
交付の条件	

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
却下通知書

様
田建第 年 月 日 号

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業の内容につ
いては、次のとおり不適當でしたので田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第
条第 項の規定により通知します。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
所在地	
却下理由	

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
変 更 届

年 月 日

田 原 市 長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 田建第 号で交付決定（変更承認）のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業について、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金要綱第 1 1 条第 3 項の規定により関係書類を添えて届出ます。

なお、この届出書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
変更内容	
添付書類	

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
中 止 届

年 月 日

田 原 市 長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 田建第 号で交付決定（変更承認）のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業を中止したいので、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により届出ます。

なお、この届出書の記載事項に相違ありません。

交 付 決 定 額	金 円
事 業 の 種 類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
中止（取止め）の理由	

田原市木造住宅等耐震改修促進事業

実 績 報 告 書

年 月 日

田 原 市 長

殿

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 田建第 号で交付決定（変更承認）のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業が完了したので、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により関係書類を添えて報告します。

なお、この報告書及び添付書類の記載事項に相違ありません。

事 業 の 種 類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
事 業 内 容	☐ 別紙（1 4 - 1）事業実績報告書 （木造住宅耐震改修事業）による ☐ 別紙（1 4 - 2）事業実績報告書 （簡易耐震対策事業）による ☐ 別紙（1 4 - 3）事業実績報告書 （木造住宅解体事業）による ☐ 別紙（1 4 - 4）事業実績報告書 （非木造住宅等耐震診断事業）による ☐ 別紙（1 4 - 5）事業実績報告書 （非木造住宅耐震改修事業）による ☐ 別紙（1 4 - 6）事業実績報告書 （ブロック塀等安全対策事業）による

別紙（１４－１）

事業実績報告書（木造住宅耐震改修事業）

所在地	田原市				
規模 ☐ 変更有	1 階	m ²	2 階	m ²	計 m ²
判定値	着手前 判定値	_____ 点	2 階	X _____ 点	
				Y _____ 点	
	完了時 判定値	_____ 点	1 階	X _____ 点	
				Y _____ 点	
事業費	項 目		契約額	補助対象経費	補助対象外経費
	内 訳	設 計 費	A	a	
		監 理 費	B	b	
		工 事 費	C	c	
	総事業費 (A + B + C)				
	補助対象経費計 (a+b+c)				
交 付 決 定 額					
監理契約日	年	月	日	監理完了日	年 月 日
工事契約日	年	月	日	工事完了日	年 月 日
監理者の確認	申請事業は、耐震改修計画に基づき、適正に工事が施工されていることを確認しました。 年 月 日 (級) 建築士 () 登録 第 号 氏名				
添付書類					

事業実績報告書（簡易耐震対策事業）

所在地	田原市					
規模 □変更有	1階	m ²	2階	m ²	計	m ²
事業内容	☐ 簡易耐震対策補強事業 ☐ 耐震シェルター事業 ☐ 防災ベッド事業 ☐ その他（ ）					
事業費	総事業費					
	補助対象経費					
交付決定額						
契約日	年　月　日		完了日	年　月　日		
添付書類						

別紙（１４－３）

事業実績報告書（木造住宅解体事業）

所在地	田原市		
事業費	総事業費		
	補助対象経費		
交付決定額			
契約日	年 月 日	完了日	年 月 日
添付書類			

別紙（１４－４）

事業実績報告書（非木造住宅等耐震診断事業）

所在地	田原市				
規模	1階	m ²	2階	m ²	計 m ²
判定値	判定値	_____点		2階	X _____点 Y _____点 1階 X _____点 Y _____点
事業費	総事業費				
	補助対象経費				
交付決定額					
耐震診断実施者	資格（ 級）建築士（ ）登録第 号 氏名 事務所名				
契約日	年 月 日	完了日	年 月 日		
添付書類					

別紙（１４－５）

事業実績報告書（非木造住宅耐震改修事業）

所在地	田原市				
規模 ☐ 変更有	1階	m ²	2階	m ²	計 m ²
判定値	着手前 判定値	_____点	2階	X _____点	
				Y _____点	
	完了時 判定値	_____点	1階	X _____点	
				Y _____点	
事業費	内 訳	設計費	A	a	
		監理費	B	b	
		工事費	C	c	
		総事業費 (A+B+C)			
	補助対象経費計 (a+b+c)				
	交付決定額				
監理者の確認	申請事業は、耐震改修計画に基づき、適正に工事が施工されていることを確認しました _____年 _____月 _____日 (_____級) 建築士 (_____) 登録 第 _____ 号 氏名 _____				
設計契約日	_____年 _____月 _____日	設計完了日	_____年 _____月 _____日		
監理契約日	_____年 _____月 _____日	監理完了日	_____年 _____月 _____日		
工事契約日	_____年 _____月 _____日	工事完了日	_____年 _____月 _____日		
添付書類					

別紙（１４－６）

事業実績報告書（ブロック塀等安全対策事業）

所在地	田原市						
事業の内容	☐ 撤去工事						
	建替等工事			☐ 建替 ☐ 改修			
ブロック塀等の概要	撤去	種類	☐ 組積造の塀	☐ 補強コンクリートブロック塀	☐ 鉄筋コンクリート組立塀	☐ その他の塀	
		高さ	～ m				
		延長	補助対象延長 m	補助対象外延長 m	総延長 m		
	建替等	種類	☐ 組積造の塀	☐ 補強コンクリートブロック塀	☐ その他の塀	☐ フェンス等へ置換	
		高さ	～ m				
		延長	補助対象延長 m	補助対象外延長 m	総延長 m		
	事業費	総事業費					
		補助対象経費					
	交付決定額						
安全な塀であることを確認した者 (建替等工事に限る。)	申請事業の結果、ブロック塀等が地震に対して安全な構造となっていることを確認しました。 年 月 日 (級) 建築士 () 登録 第 号 氏名						
契約日	年 月 日	完了日	年 月 日				
添付書類							

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金確定通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金の交付については、次のとおり確定しましたので田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

補 助 金 の 額	
事 業 の 種 類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
所 在 地	
交 付 の 条 件	

様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金請求書

年 月 日付け 田建第 号で補助金額の確定通知を受けた事業について、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金要綱第 1 5 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
-------	---

支払請求金額		金 円	
振込先金融機関情報	金融機関名称	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
	口座番号		
	口座名(カ)		

年 月 日

田原市長 殿

請求者 住所

氏名

様式第 1 7 号（第 1 7 条関係）

田原市木造住宅等耐震改修促進事業

承 継 届

年 月 日

田 原 市 長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 田建第 号で交付決定（変更承認）のあった田原市木造住宅等耐震促進事業補助金交付の地位を次のとおり承継するので、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 1 7 条第 3 項の規定により届け出ます。
なお、この届出書の記載事項に相違ありません。

所 在 地	
被承継人	住所 氏名 電話
承継人	住所 氏名 電話
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	
添 付 書 類	

田原市木造住宅等耐震改修促進事業
補助金交付決定(一部)取消通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付け 田建第 号で交付決定（変更承認）した田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金の交付は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により次のとおり取り消しましたので通知します。

事業の種類	☐ 木造住宅耐震改修事業 ☐ 簡易耐震対策事業 ☐ 木造住宅解体事業 ☐ 非木造住宅等耐震診断事業 ☐ 非木造住宅耐震改修事業 ☐ ブロック塀等安全対策事業
取消理由	

事業者一覧表（木造住宅耐震改修事業）

設 計 者	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号	
	氏名	
	社名	
	住所	
電話		
監 理 者	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号	
	氏名	
	社名	
	住所	
☐ 設計者が兼任 ☐ 施工者が兼任 ☐ 未定	電話	
	社名	代表者名
	住所	
	電話	
☐ 未定		

事業者一覧表（簡易耐震対策事業）

設 計 者	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号	
	氏名	
	社名	
	住所	
電話		
監 理 者	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号	
	氏名	
	社名	
	住所	
☐ 設計者が兼任 ☐ 施工者が兼任 ☐ 未定	電話	
施 工 者	社名	代表者名
	住所	
	電話	
☐ 未定		

事業者一覧表（非木造住宅等耐震診断事業）

診断実施者 1	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号 氏名
	社名
	住所
	電話
診断実施者 2	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号 氏名
	社名
	住所
	電話
☐ 未定 ☐ 無し	
診断実施者 3	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号 氏名
	社名
	住所
	電話
☐ 未定 ☐ 無し	

事業者一覧表（非木造住宅耐震改修事業）

設 計 者	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号	
	氏名	
	社名	
	住所	
電話		
監 理 者	資格（ 級）建築士（ ）登録 第 号	
	氏名	
	社名	
	住所	
☐ 設計者が兼任 ☐ 施工者が兼任 ☐ 未定	電話	
施 工 者	社名	代表者名
	住所	
	電話	
☐ 未定		

事業者一覧表（ブロック塀等安全対策事業）

安全な塀であることを確認する者 (建替等工事に限る。)	資格 (級) 建築士 () 登録 第 号	
	氏名	
	社名	
	住所	
	電話	
施 工 者	社名	代表者名
	住所	
	電話	

誓 約 書

年 月 日

田原市長 殿

申 請 者 住 所
氏 名

私は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金の交付を申請するにあたり、以下の内容について誓約します。

- ・ 私は、補助金の交付対象となる木造住宅等の所有者又は当該所有者の同意を得た者である。
- ・ 私及び私の世帯構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではない。
- ・ 補助金の交付対象となる木造住宅等は、耐震改修に係る他の制度に基づく補助等を受けたものではない。
- ・ 補助金の交付対象となる木造住宅等は、公共事業による移転等により補償金を受けるものではない。

様式第 2 1 号（第 7 条別表第 4 関係）

同意書

年 月 日

田原市長 殿

申 請 者 住 所
氏 名

私は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金の交付を申請するにあたり、市長が田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱第 2 1 条の規定に基づき、住民基本台帳、納税状況に関する資料及びその他公簿等の調査を行うことについて同意します。

備考

本人及びその世帯構成員の中に市税を滞納している者がいる場合は、補助金の交付を受けることができません。

様式第 2 2 号（第 9 条別表第 5 関係）

補助対象経費計算書

区 分		適 用（内 容）	金 額	備 考
設 計 費		補助対象経費 a		
		補助対象外経費		
設 計 費 計 A				
監 理 費		補助対象経費 b		
		補助対象外経費		
監 理 費 計 B				
区 分		適 用（改 修 壁 番 号 等）	金 額	備 考
工 事 費	補助対象経費	例) 壁①		
		補助対象外経費		
	小計 c			
工 事 費 計 C				
総 事 業 費 計 A + B + C				
補 助 対 象 経 費 計 a + b + c				

- 適用（改修壁番号等）に記載する改修壁番号は、工事費見積書及び各図面と一致させるものとする。
- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は補助の対象とする。

